

令和8年度蕨市暮らし応援券

「織りなすクーポン」

取扱店舗募集要項兼利用規約

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局

第2版（令和8年4月6日改定）



## 本冊子の適用関係

本冊子は、第1部「取扱店舗募集要項」および第2部「取扱店舗利用規約」を一体として取りまとめたものである。

取扱店舗は、本冊子の内容を確認し、同意のうえ申込みを行うものとする。

本冊子において、第1部と第2部の内容に差異がある場合は、第2部「取扱店舗利用規約」の定めが優先する。

## 第1部 取扱店舗募集要項

### 1. 目的

蕨市（以下「市」という。）が実施する蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業（以下「本事業」という。）は、生活必需品などの物価高騰に対する家計応援及び地域経済の活性化のため、全市民に対し、蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」（以下「クーポン」という。）を支給するものである。

### 2. 事業概要

- |            |                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称     | 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業                                                   |
| (2) 発行者    | 蕨市                                                                       |
| (3) 発行額    | 総額5億46百万円 全蕨市民（7,000円×78,000人）                                           |
| (4) 発行内容   | 紙のクーポン（500円券14枚を1冊）<br>・共通クーポン：500円×10枚=5,000円<br>・専用クーポン：500円×4枚=2,000円 |
| (5) 利用期間   | 令和8年8月1日（土）から令和8年10月31日（土）                                               |
| (6) 配布方法   | 蕨市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記録されている住所へ受取確認ができる郵送方法により配布するものとする。       |
| (7) 支給対象者  | 令和8年4月1日において蕨市の住民基本台帳に記録されている者                                           |
| (8) 取扱可能店舗 | 本事業に参加を希望する市内の店舗（事業所）                                                    |

### 3. クーポンの種類と大型店の定義

- 本事業で「共通クーポン」「専用クーポン」を設定する場合の取扱いは、次のとおりとする。
  - 共通クーポン：全ての取扱店舗（大型店を含む）で利用できる。
  - 専用クーポン：大型店を除く取扱店舗で利用できる。
- 大型店の定義：売場面積が1,000㎡以上の店舗等（「専用クーポン」の利用対象外）。
  - 売場面積の算定にあたり、駐車場・バックヤード・事務所・倉庫等は含まない。
  - 該当性の判断に迷う場合は、市又は事務局が個別に判断する。
  - 取扱店舗登録を希望する店舗は、申請時に売場面積（㎡）を申告する。事務局は必要に応じ資料提出

を求める。取扱店舗は区分確定まで事務局の指示に従う。

#### 4. 取扱店舗登録募集の概要

##### (1) 登録対象

蕨市内に店舗・事業所等を有し、本事業に参加を希望する事業者。複数店舗を有する場合は、原則として店舗ごとに登録する。

##### (2) 登録できない事業者（主なもの）

- ・性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業において提供される役務
- ・埼玉県暴力団排除条例（平成 25 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号および第 2 条第 2 号並びに蕨市暴力団排除条例（平成 24 年蕨市条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、市又は事務局が不相当と認めるもの

#### 5. 申込手続き

(1) 取扱店舗登録希望者は、本冊子および誓約事項に同意のうえ、所定の「取扱店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次の方法で申込みを行うものとする。

① FAX：048-642-3680

② 郵送（郵便代金事業者負担）：

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階  
蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局 宛

③ Mail：warabi\_orinasu@tobutoptours.co.jp

上記メールアドレスに申請書を添付

・本事業専用ホームページ：<https://warabi-orinasu.com/>（4月6日（月）公開予定）



##### (2) 申込期間

① 1次締切：令和8年4月30日（木）必着

② 2次締切：令和8年6月30日（火）必着

令和8年4月30日（木）までに登録を完了した店舗は、取扱店舗一覧に店舗名等を記載し、クーポンと一緒に配送するものとする。

令和8年6月30日（火）までに登録を完了した店舗は、取扱店舗一覧に店舗名等を記載し、8月に全戸配布を行うものとする。

(3) 登録・確認：事務局が内容を確認のうえ登録を行うものとする。

虚偽・不備：規約違反等がある場合は登録しない、または取消することがある。

##### (4) その他

・取扱方法、換金方法等の詳細は、別途7月上旬に配布する「取扱店舗マニュアル」による。

- ・募集要項、利用規約に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の登録取消、損害賠償金の発生等が生じた際は請求することがある。
- ・募集要項、利用規約に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定するものとする。
- ・本事業用にデザインされたクーポンの肖像利用を含む広報告知物の利用については事前に事務局への届出を要する。
- ・市の方針等により、内容が変更される可能性がある。

## 6. 取扱店舗情報の公開

取扱店舗は、店舗名・所在地・業種等について、取扱店舗一覧および専用ホームページに掲載（公開）することに同意する。

## 7. クーポン取扱いの要点

クーポンの取扱いに関する主な注意事項は次のとおりとする。詳細は第 2 部「取扱店舗利用規約」および事務局が別途定める「取扱店舗マニュアル」等によるものとする。

## 第2部 取扱店舗利用規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、蕨市（以下「市」という。）が実施する蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業（以下「本事業」という。）において、「織りなすクーポン」（以下クーポンという。）を取扱う取扱店舗が遵守すべき事項を定め、適正な運営および取扱店舗と市並びに事務局との間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

2 本規約は、第1部「取扱店舗募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき運用されるものとする。

#### (定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 「クーポン」   | 本事業において利用できる蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」 |
| (2) 「共通クーポン」 | 大型店を含む全取扱店舗で利用できるクーポン          |
| (3) 「専用クーポン」 | 大型店を除く取扱店舗で利用できるクーポン           |
| (4) 「大型店」    | 募集要項「3.クーポンの種類と大型店の定義」に定める店舗等  |
| (5) 「利用者」    | クーポンを用いて支払いを行う個人               |
| (6) 「取扱店舗」   | 市および事務局の承認を受け、本事業に参加する事業者      |

#### (発行者・事務局)

第3条 クーポンの発行者は蕨市とし、運営等の事務は事務局が行うものとする。

#### (利用期間)

第4条 クーポンの利用期間は、令和8年8月1日から令和8年10月31日までとし、期間を経過したクーポンは無効とする。

#### (発行額・クーポンの内容)

第5条 発行総額は5億46百万円とする。

2 クーポンは1冊14枚（共通クーポン10枚、専用クーポン4枚）とする。

#### (クーポンの配布対象者・配布方法)

第6条 配布対象者は、基準日（令和8年4月1日）において蕨市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 配布は、原則として住民基本台帳に登録された住所へ、受取確認ができる送付方法により行うものとする。

3 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害により避難している者等の取扱いについては、市が別途定める要件および手続きによるものとする。

#### (規約の適用・優先および変更)

第7条 本規約は、事業者が取扱店舗登録を完了した時点で効力を生ずるものとする。

2 本冊子において、募集要項と本規約に差異がある場合は、本規約の定めを優先するものとする。

3 市又は事務局は、法令改正、社会情勢の変化、本事業内容の見直し等の合理的理由がある場合、本規約を変更できるものとする。変更は専用ホームページ等で周知し、掲載時から効力を生ずる。

## 第2章 取扱店舗登録および遵守事項

### (取扱店舗登録)

第8条 取扱店舗となることを希望する者は、本規約に同意のうえ、事務局所定の方法により申込みを行い、承認を受けるものとする。

2 次の各号に該当する者は、取扱店舗登録を行うことができない。

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
- (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成25年埼玉県条例第39号）第2条第1号および第2条第2号並びに蕨市暴力団排除条例（平成24年蕨市条例第21号）第2条に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (3) 特定の宗教団体又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は市・事務局が不相当と認めるもの

3 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに事務局へ届け出なければならない。

### (取扱店舗の責務)

第9条 取扱店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中にクーポンを持参したときは、クーポン額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、ステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲出すること。
- (3) クーポンの売買または再利用は行わないこと。
- (4) クーポンの直接換金、および商品仕入れ等の利用は行わないこと。
- (5) 偽造等の不正が疑われる場合は受領を拒否し、速やかに警察および事務局へ連絡すること。
- (6) 市又は事務局が求める調査・報告要請・監査（帳票確認等）に協力すること。
- (7) 関係規程および事務局の指示を遵守し、誠実に本事業に協力すること。

### (大型店の定義)

第10条 本事業における大型店の定義は、募集要項の「3. クーポンの種類と大型店の定義」に定めるとおりとする。

2 前項の該当性については、取扱店舗からの申告および提出資料に基づき事務局が判断するものとし、事務局は必要に応じて区分を変更できるものとする。

### (クーポンの取扱い)

第11条 取扱店舗におけるクーポンの取扱いは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) クーポンの利用対象は、利用期間内における商品の販売または役務の提供等の取引に限るものとし、当該取引に利用されたクーポンのみ換金できるものとする。
- (2) クーポンと現金の交換（直接換金）は、いかなる場合も禁止とする。
- (3) クーポンの額面以下の利用であっても、つり銭を交付することはできない。

- (4) 取引額に対しクーポンが不足する場合、その不足分は現金またはキャッシュレス決済等により受領するものとする。ただし、不足分の支払手段に制限を設ける場合は、取扱店舗において利用者へ分かりやすく告知または掲示を行うものとする。
- (5) クーポンを利用して購入した商品の返品および役務のキャンセル等が生じた場合、原則として現金による返金を行わないものとする。
- (6) 利用期間外のクーポンを受領した場合は、換金の対象外とする。
- (7) クーポンの盗難、紛失、滅失または偽造、模造等によって生じた損害等について、市および事務局はその責を負わないものとする。
- (8) 偽造等の不正が疑われる場合は、当該クーポンの受領を拒否し、速やかに警察および事務局へ連絡するものとする。

### 第3章 取扱対象外取引

#### (取扱対象外の取引)

第12条 取扱店舗は、次の各号に掲げる取引にクーポンを利用させてはならない。

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) 出資や債務の支払い、公共料金等の支払い（税金・振込手数料・電気・ガス・水道料金など）
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券・図書券・店舗が独自に発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーのチャージ等の換金性の高いもの
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (7) 風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (10) その他、前各号に類するもの、または、社会通念上、クーポンの使用対象として市並びに事務局が適当と認めないもの、各取扱店舗が指定するもの

### 第4章 換金（精算）および異議申立て

#### (換金手続)

第13条 取扱店舗は、受領したクーポンを事務局が定める方法により換金（精算）を行うものとする。

- (1) 利用済クーポンの裏面に取扱店舗印を押印し、所定の封筒・伝票を用いて事務局へ送付するものとする。
- (2) 振込先は、取扱店舗登録申請書において指定された銀行口座とする。
- (3) 振込手数料は、期間中7回まで事務局の負担とし、8回目以降の取扱いは取扱店舗の負担とする。
- (4) 共通クーポンのみ利用可能な店舗が、誤って専用クーポンを受領した場合は、換金の対象外とする。
- (5) 換金スケジュールは以下のとおりとする。ただし、利用が集中した場合には、精算が1サイクル以降となるものとする。

- (6) 令和4年度・令和5年度に実施されたクーポンは、換金の対象外とする。
- (7) 換金請求の最終申請期限を超過したクーポンの換金は原則として応じないものとする。

回数	事務局申請締切日（必着）	振込日	異議申し立て期日
1回目	8月1日(土) ～ 8月20日(木)	9月3日(木)	9月17日(木)
2回目	8月21日(金) ～ 9月4日(金)	9月18日(金)	10月2日(金)
3回目	9月5日(土) ～ 9月18日(金)	10月7日(水)	10月21日(水)
4回目	9月19日(土) ～ 10月7日(水)	10月22日(木)	11月5日(木)
5回目	10月8日(木) ～ 10月23日(金)	11月9日(月)	11月24日(火)
6回目	10月24日(土) ～ 11月9日(月)	11月24日(火)	12月8日(火)
7回目	11月10日(火) ～ 11月25日(水)	12月9日(水)	12月23日(水)

（異議申立て）

第14条 取扱店舗は、振込金額等に疑義がある場合、当該振込日から起算して2週間以内に事務局へ異議を申し立てるものとする。

2 期限を超過した異議申立ては受け付けないものとする。

## 第5章 禁止事項および登録取消等

（禁止行為）

第15条 取扱店舗は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。なお、これらに違反する行為が認められた場合、市又は事務局は、換金の保留もしくは拒否、登録の取消し、または損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

- (1) 虚偽の決済、架空取引、その他不正な換金を目的とする行為
- (2) クーポンの譲受、転売、換金等の不正を助長する行為
- (3) クーポンの複製、改ざん、偽造
- (4) 本事業の登録名義を貸与、第三者へ不正に提供すること
- (5) 暴力団等反社会的勢力への利益供与または協力
- (6) その他、市又は事務局が不相当と認める行為

## 第6章 取扱店舗情報の公開・秘密保持・情報の利用

（情報の公開）

第16条 取扱店舗は、店舗名、所在地、電話番号、業種、その他市又は事務局が本事業の運営上必要と認める事項を、取扱店舗一覧および専用ホームページに掲載し、公開することに同意するものとする。

（秘密保持）

第17条 取扱店舗は、本事業に関して知り得た非公開情報を、第三者に開示または漏えいしてはならないものとする。

(取扱店舗)

第18条 市および事務局は、取扱店舗の登録、換金、不正調査、広報等、本事業の運営に必要な範囲において、取扱店舗情報（口座情報等を含む。）を取得し、利用するものとする。

第7章 損害賠償・免責・協議等

(損害賠償)

第19条 取扱店舗が本規約に違反し、または本事業の実施に関連して市又は事務局に損害を与えた場合、当該店舗は、その損害（弁護士費用等を含む。）を賠償する責任を負うものとする。

2 取扱店舗と利用者との間で紛争が生じた場合、当該店舗は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、市および事務局に損害を与えたときは、直ちに賠償しなければならないものとする。

(免責)

第20条 市および事務局は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃、公権力による命令等の不可抗力によって生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、市又は事務局に故意または重過失がある場合を除くものとする。

(協議)

第21条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、市、事務局および取扱店舗が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(準拠法および管轄)

第22条 本規約は日本法に準拠する。

2 本規約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(施行期日)

附則 本規約は令和8年3月25日から施行する。

附則（令和8年4月6日改定）

この改定は、令和8年4月6日より施工する。



**【問合せ先】**

**蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局**

**TEL：事業者専用 080-8577-4080**

**FAX：事業者専用 048-642-3680**

Email： warabi\_orinasu@tobutoptours.co.jp

URL：<https://warabi-orinasu.com/>（令和8年4月6日（月）公開予定）

営業日時：平日9：30～12：00／13：00～17：30（土日祝日／年末年始休業）

※蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局は、東武トップツアーズ（株）さいたま支店が蕨市より委託をうけ実施しております。

